

愛媛労働局発表
平成23年1月28日

担当	愛媛労働局雇用均等室 室長 四方智美 室長補佐 平井千恵子 電話 089(935)5222
----	--

四国のイクメン事例集が完成！！

～男性も子育てしやすい社会の実現に向けて～

愛媛労働局（局長 三上 明道）では、このたび四国各労働局と共同で、別添のとおり「四国における男性の育児休業事例集」を作成しました。

本事例集は、四国各県における次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業を中心として、実際に各企業で育児休業を取得した男性、その上司、人事担当者の方の声や企業の取組を取りまとめており、愛媛については、認定企業を含めた7社の事例を掲載しています。

現在約3割の男性が「育児休業を取得したい」と希望しているのに対して、実際の取得率は1.72%にとどまっています。

こうした状況をふまえ、改正育児・介護休業法（平成22年6月30日施行）により、パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長）等、男性の育児休業を取得促進するための制度の拡充がなされたところです。

また、厚生労働省では、男性の子育て参加や育児休業取得の促進等を目的とした「イクメンプロジェクト」が平成22年6月17日より始動しています。

愛媛労働局においては、本事例集が男性の育児参加を積極的にサポートする労使の取組の参考となるよう、管内企業に周知するほか、広く一般に向けて情報発信するために活用することとしています。